

ECO-TOP プログラム認定要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、今後の持続可能な社会の構築に向けて、自然環境分野で幅広い知識と専門性を備えアクティブに行動できる人材を育成し、人材の能力を認証するための人材育成プログラム（以下「ECO-TOPプログラム」という。）の認定（以下「認定」という。）に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第2条 認定を受けようとする大学等（以下「申請校」という。）は、ECO-TOPプログラムの課程認定申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定を受けようとする大学等の学科等の概要（様式第2号）</p> <p>(2) 認定を受けようとする教育課程及び教員に関する次の書類</p> <p>ア 認定を受けようとする教育課程及び教員組織（様式第3-1号）</p> <p>イ 認定を受けようとする教育課程の教員プロフィール（様式第3-2号） <u>又は（参考様式第1号）</u></p> <p>(3) 認定を受けようとする教育課程のカリキュラムに関する次の書類</p> <p>ア 認定を受けようとする教育課程のカリキュラムの概要（様式第4-1号）</p> <p>イ 認定を受けようとする学部学科等のカリキュラム（履修モデル）及び教育課程のカリキュラム（履修モデル）（様式第4-2号）</p> <p>(4) 認定を受けようとする教育課程の各授業科目のシラバスの<u>電子データ若しくは（様式第5号）又は（参考様式第2号）</u></p> <p>(5) <u>認定を受けようとする教育課程のインターンシップの履修計画（様式第6号）</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、今後の持続可能な社会の構築に向けて、自然環境分野で幅広い知識と専門性を備えアクティブに行動できる人材を育成し、人材の能力を認証するための人材育成プログラム（以下「ECO-TOPプログラム」という。）の認定（以下「認定」という。）に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第2条 認定を受けようとする大学等（以下「申請校」という。）は、ECO-TOPプログラムの課程認定申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定を受けようとする大学等の学科等の概要（様式第2号）</p> <p>(2) 認定を受けようとする教育課程及び教員に関する次の書類</p> <p>ア 認定を受けようとする教育課程及び教員組織（様式第3-1号）</p> <p>イ 認定を受けようとする教育課程の教員プロフィール（様式第3-2号）</p> <p>(3) 認定を受けようとする教育課程のカリキュラムに関する次の書類</p> <p>ア 認定を受けようとする教育課程のカリキュラムの概要（様式第4-1号）</p> <p>イ 認定を受けようとする学部学科等のカリキュラム（履修モデル）及び教育課程のカリキュラム（履修モデル）（様式第4-2号）</p> <p>(4) 認定を受けようとする教育課程の各授業科目のシラバス（様式第5号）</p> <p>(5) <u>認定を受けようとする教育課程のインターンシップの計画に関する次の書類</u></p> <p>ア 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの概要（様式第6-1号）</p>

<p>(6) 認定を受けようとする教育課程の人材育成に対する理念等に関する書類（様式第7号）</p> <p>(7) 認定を受けようとする教育課程の教育点検及び改善方法に関する書類（様式第8号）</p> <p>削除</p> <p>(8) 次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 学則・履修規程等 イ 単位互換協定書 ウ 組織改組対照表 <p>2 知事は、前項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。</p> <p>（ECO-TOPプログラム認定検討会）</p> <p>第3条 知事は、ECO-TOPプログラムの認定等に当たって、意見を聴取するため、ECO-TOPプログラム認定検討会（以下「検討会」という。）を置く。</p> <p>2 検討会の組織及び運営に必要な事項については、別に定める。</p> <p>（認定の決定）</p> <p>第4条 知事は、第2条第1項の規定による申請を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、検討会に意見を聴いた上で、別に定めるECO-TOPプログラム認定審査基準（以下「認定審査基準」という。）に基づき申請内容を審査し、ECO-TOPプログラムとして認定するか否かを決定する。</p> <p>2 知事は、必要に応じて、認定の申請内容について申請校に対してヒアリング</p>	<p>号)</p> <p><u>イ</u> 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの履修計画(様式第6-2号)</p> <p>(6) 認定を受けようとする教育課程の人材育成に対する理念等に関する書類（様式第7号）</p> <p>(7) 認定を受けようとする教育課程の教育点検及び改善方法に関する書類（様式第8号）</p> <p><u>(8)</u> 認定を受けようとする教育課程の責任者及び教員体制に関する書類(様式第9号)</p> <p>(9) 次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 学則・履修規程等 イ 単位互換協定書 ウ 組織改組対照表 <p>2 知事は、前項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。</p> <p>（ECO-TOPプログラム認定検討会）</p> <p>第3条 知事は、ECO-TOPプログラムの認定等に当たって、意見を聴取するため、ECO-TOPプログラム認定検討会（以下「検討会」という。）を置く。</p> <p>2 検討会の組織及び運営に必要な事項については、別に定める。</p> <p>（認定の決定）</p> <p>第4条 知事は、第2条第1項の規定による申請を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、検討会に意見を聴いた上で、別に定めるECO-TOPプログラム認定審査基準（以下「認定審査基準」という。）に基づき申請内容を審査し、ECO-TOPプログラムとして認定するか否かを決定する。</p> <p>2 知事は、必要に応じて、認定の申請内容について申請校に対してヒアリング</p>
---	---

を行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、当該申請内容に関する調査を行い、又は申請校に資料の提出を求めることができる。

3 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聴くことができる。

4 知事は、第1項の規定により決定した結果について、様式第10号又は様式第11号により、当該申請校に通知する。

(認定後の教育点検の報告)

第5条 知事は、前条第4項の規定により認定の通知を受けた大学等(以下「認定校」という。)に対して、必要に応じて、教育点検の内容等を報告させ、報告を受けたときは、その内容について検討会へ報告する。

(認定後の変更)

第6条 認定校は、別表に掲げる事項に変更が生じるときは、変更申請書(様式第12号)に、当該事項に応じて別表右欄に掲げる様式を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。

2 知事は、第1項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

3 知事は、第1項の規定による申請を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、必要に応じて検討会に意見を聴いた上で、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定する。検討会に意見を聴くことなく、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定した事項については、検討会へ報告する。

4 知事は、必要に応じて、第1項の規定による申請の内容について認定校に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、当該変更内容に関する調査を行い、又は認定校に資料の提出を求めることができる。

5 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聴くことができる。

6 知事は、第3項の規定により決定した結果について、様式第13号又は様式

を行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、当該申請内容に関する調査を行い、又は申請校に資料の提出を求めることができる。

3 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聴くことができる。

4 知事は、第1項の規定により決定した結果について、様式第10号又は様式第11号により、当該申請校に通知する。

(認定後の教育点検の報告)

第5条 知事は、前条第4項の規定により認定の通知を受けた大学等(以下「認定校」という。)に対して、必要に応じて、教育点検の内容等を報告させ、報告を受けたときは、その内容について検討会へ報告する。

(認定後の変更)

第6条 認定校は、別表に掲げる事項に変更が生じるときは、変更申請書(様式第12号)に、当該事項に応じて別表右欄に掲げる様式を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。

2 知事は、第1項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

3 知事は、第1項の規定による申請を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、必要に応じて検討会に意見を聴いた上で、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定する。検討会に意見を聴くことなく、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定した事項については、検討会へ報告する。

4 知事は、必要に応じて、第1項の規定による申請の内容について認定校に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、当該変更内容に関する調査を行い、又は認定校に資料の提出を求めることができる。

5 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聴くことができる。

6 知事は、第3項の規定により決定した結果について、様式第13号又は様式

第 14 号により、当該認定校に通知する。

(認定の更新)

第 7 条 認定は、6 年以内にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 認定校は、前項の更新を受けるためには、第 4 条第 4 項の規定により認定の通知を受けた日又は前項の更新を受けた日から起算して 6 年以内に、更新申請書（様式第 15 号）のほか、第 2 条各号に規定する書類を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請（以下「更新申請」という。）に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

4 知事は、更新申請を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、検討会に意見を聴いた上で、認定審査基準に基づき、申請内容を審査し、更新するか否かを決定する。

5 知事は、必要に応じて、更新申請の内容について更新申請をした認定校（以下「更新申請校」という。）に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、更新申請の内容に関する調査を行い、又は更新申請校に資料の提出を求めることができる。

6 知事は、第 4 項の規定により決定した結果について、様式第 16 号又は様式第 17 号により当該更新申請校に通知する。

(認定の延長)

第 8 条 認定校は、前条の規定にかかわらず、更新する意思がなく、かつ現に履修生がいる場合には、その履修生が修了するまでの間に限り、4 年間を上限として、認定の有効期間の延長を申請することができる。

2 認定校は、前項の延長を申請するためには、第 4 条第 4 項の規定により認定の通知を受けた日又は第 7 条第 6 項により認定の更新を受けた日から起算して

第 14 号により、当該認定校に通知する。

(認定の更新)

第 7 条 認定は、6 年以内にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 認定校は、前項の更新を受けるためには、第 4 条第 4 項の規定により認定の通知を受けた日又は前項の更新を受けた日から起算して 6 年以内に、更新申請書（様式第 15 号）のほか、第 2 条各号に規定する書類を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請（以下「更新申請」という。）に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

4 知事は、更新申請を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、検討会に意見を聴いた上で、認定審査基準に基づき、申請内容を審査し、更新するか否かを決定する。

5 知事は、必要に応じて、更新申請の内容について更新申請をした認定校（以下「更新申請校」という。）に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、更新申請の内容に関する調査を行い、又は更新申請校に資料の提出を求めることができる。

6 知事は、第 4 項の規定により決定した結果について、様式第 16 号又は様式第 17 号により当該更新申請校に通知する。

(認定の延長)

第 8 条 認定校は、前条の規定にかかわらず、更新する意思がなく、かつ現に履修生がいる場合には、その履修生が修了するまでの間に限り、4 年間を上限として、認定の有効期間の延長を申請することができる。

2 認定校は、前項の延長を申請するためには、第 4 条第 4 項の規定により認定の通知を受けた日又は第 7 条第 6 項により認定の更新を受けた日から起算して

6年以内に認定有効期間延長申請書（様式第18号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

3 知事は、当該申請に不備がないと認めたときは、様式第19号により、当該申請校に通知する。当該申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて当該申請校にその補正を求め、当該申請校がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

（認定の取消し）

第9条 知事は、認定校が次のいずれかに該当するときには、様式第20号により認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項、第6条第1項、第7条第2項及び前条第2項の規定による申請の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (2) 第6条第1項の規定による変更の申請をせず、認定の内容を変更したとき。
- (3) 認定校が、認定取消申請書（様式第21号）を提出したとき。
- (4) その他認定審査基準を満たすことができなくなったと知事が認めるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ECO-TOPプログラムの認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

6年以内に認定有効期間延長申請書（様式第18号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

3 知事は、当該申請に不備がないと認めたときは、様式第19号により、当該申請校に通知する。当該申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて当該申請校にその補正を求め、当該申請校がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

（認定の取消し）

第9条 知事は、認定校が次のいずれかに該当するときには、様式第20号により認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項、第6条第1項、第7条第2項及び前条第2項の規定による申請の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (2) 第6条第1項の規定による変更の申請をせず、認定の内容を変更したとき。
- (3) 認定校が、認定取消申請書（様式第21号）を提出したとき。
- (4) その他認定審査基準を満たすことができなくなったと知事が認めるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ECO-TOPプログラムの認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

改正案	現行
様式第 1 号及び様式第 2 号（現行のとおり）	様式第 1 号及び様式第 2 号（略）

改正案

様式第3-1号 (教育課程・教員組織)

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 認定を受けようとする教育課程及び教員組織									
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	定員(学生数)		学 位				
						学 士 (〇〇〇)			
認定を受けようとする課程における責任者	氏名	プロフィール(責任者が教員プロフィールを提出していない場合)							
授業概要に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			専任教員			非常勤教員	備考
		授業科目	単位数		教授	准教授	助教	講師	
		必修	選択						
必修科目	カリキュラムの導入科目								
	自然環境に関する自然科学分野の科目								
	自然環境に関する社会科学分野の科目								
	自然環境に関する人文科学分野の科目								
	安全管理・救急救命に関する科目								
	カリキュラムの最終科目								
選択科目	自然環境に関する自然科学分野の科目								
	自然環境に関する社会科学分野の科目								△△学部科目
	自然環境に関する人文科学分野の科目								
必修科目	インターンシップ		4						
		必修科目		○単位+5単位(導入科目、最終科目、安全管理)+4単位(インターン)					
		選択科目		○単位					
修了判定基準									

現行

様式第3-1号 (教育課程・教員組織)

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 認定を受けようとする教育課程及び教員組織									
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	定員(学生数)		学 位				
						学 士 (〇〇〇)			
授業概要に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目		専任教員			非常勤教員	備考	
		授業科目	単位数	教授	准教授	助教	講師		
		必修	選択						
必修科目	カリキュラムの導入科目								
	自然環境に関する自然科学分野の科目								
	自然環境に関する社会科学分野の科目								
	自然環境に関する人文科学分野の科目								
	安全管理・救急救命に関する科目								
	カリキュラムの最終科目								
選択科目	自然環境に関する自然科学分野の科目								
	自然環境に関する社会科学分野の科目								○群を選択、それぞれ○単位以上
	自然環境に関する人文科学分野の科目								
必修科目	インターンシップ		4						
		必修科目		○単位+5単位(導入科目、最終科目、安全管理)+4単位(インターン)					
		選択科目		○単位					
修了判定基準									

改正案

様式第3-2号 (教員プロフィール)

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 ECO-TOPプログラム専任教員プロフィール

担当科目		フリガナ	
		氏名	
教員プロフィール掲載リンク			
備考			
担当科目		フリガナ	
		氏名	
教員プロフィール掲載リンク			
備考			
担当科目		フリガナ	
		氏名	
教員プロフィール掲載リンク			
備考			
担当科目		フリガナ	
		氏名	
教員プロフィール掲載リンク			
備考			
担当科目		フリガナ	
		氏名	
教員プロフィール掲載リンク			
備考			

現行

様式第3-2号 (教員プロフィール)

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 ECO-TOPプログラム専任教員プロフィール

履 歴 書						
フリガナ	氏名		性別	生年月日(年齢)		
学 歴						
年月	事項					
職 歴						
年月	事項					
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等						
現在所属している学会						
年月	事項 (抜 粋)					
賞 罰						
年月	事項					
現 在 の 職 務 の 状 況						
勤務先	職名	学部等又は所属部局の名称	担当授業科目	単位	備考	

改正案	現行
様式第4-1号及び様式第4-2号（現行のとおり）	様式第4-1号及び様式第4-2号（略）

改正案

様式第5号 (シラバス)

科目名	
科目のリンク	
科目名	
科目のリンク	
科目名	
科目のリンク	
科目名	
科目のリンク	
科目名	
科目のリンク	
科目名	
科目のリンク	
科目名	
科目のリンク	
科目名	
科目のリンク	

現行

様式第5号 (シラバス)

科目名	
科目の概要	
担当教員:	単位数: 要綱上の分野:
授業の到達目標・習得できる知識や技能等	
授業計画	
テキスト・教育方法	
成績評価の方法	

改正案

現行

削除

様式第6-1号 (インターンシップ)

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 ECO-TOP インターンシップの概要

科目名		
科目の概要		
担当教員:	単位数:	要綱上の分野:
授業の到達目標・習得できる知識や技能等		
授業計画		
テキスト・教育方法		
成績評価の方法		

改正案	現行								
<p>様式第6号（インターンシップ履修計画）</p> <p>〇〇大学〇〇学部〇〇学科 ECO-TOP インターンシップの履修計画</p> <table border="1" data-bbox="188 229 1016 1487"> <tr> <td data-bbox="188 229 1016 513">理念・目的</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 513 1016 798">育成する能力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 798 1016 1257"> 履修プロセス (1) 事前準備 (2) 企業・行政・NPO ごとの実施予定 (3) 事後の評価・報告・ディベートの実施予定 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1257 1016 1487">※インターンシップのモデル図など</td> </tr> </table>	理念・目的	育成する能力	履修プロセス (1) 事前準備 (2) 企業・行政・NPO ごとの実施予定 (3) 事後の評価・報告・ディベートの実施予定	※インターンシップのモデル図など	<p>様式第6-2号（インターンシップ履修計画）</p> <p>〇〇大学〇〇学部〇〇学科 ECO-TOP インターンシップの履修計画</p> <table border="1" data-bbox="1209 229 2038 1487"> <tr> <td data-bbox="1209 229 2038 513">理念・目的</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 513 2038 798">育成する能力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 798 2038 1257"> 履修プロセス (1) 事前準備 (2) 企業・行政・NPO ごとの実施予定 (3) 事後の評価・報告・ディベートの実施予定 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1257 2038 1487">※インターンシップのモデル図など</td> </tr> </table>	理念・目的	育成する能力	履修プロセス (1) 事前準備 (2) 企業・行政・NPO ごとの実施予定 (3) 事後の評価・報告・ディベートの実施予定	※インターンシップのモデル図など
理念・目的									
育成する能力									
履修プロセス (1) 事前準備 (2) 企業・行政・NPO ごとの実施予定 (3) 事後の評価・報告・ディベートの実施予定									
※インターンシップのモデル図など									
理念・目的									
育成する能力									
履修プロセス (1) 事前準備 (2) 企業・行政・NPO ごとの実施予定 (3) 事後の評価・報告・ディベートの実施予定									
※インターンシップのモデル図など									

改正案	現行
様式第 7 号及び様式第 8 号（現行のとおり）	様式第 7 号及び様式第 8 号（略）

改正案	現行
<p data-bbox="129 156 197 188">削除</p>	<p data-bbox="1131 156 1563 188">様式第9号（責任者及び教員体制）</p> <div data-bbox="1200 204 2029 746"><p data-bbox="1211 212 1552 236">認定を受けようとする課程における責任者</p><p data-bbox="1245 284 1357 308">氏 名</p><p data-bbox="1245 387 1357 411">プロフィール</p></div> <div data-bbox="1200 746 2029 1385"><p data-bbox="1211 754 1283 778">教員体制</p><ul data-bbox="1227 786 1626 850" style="list-style-type: none">* 自然科学・社会科学・人文科学ごとに記述すること* インターンシップの主担当及び担当者を記述すること</div>

改正案	現行
様式第 10 号から様式第 21 号まで（現行のとおり）	様式第 10 号から様式第 21 号まで（略）

改正案

現行

参考様式第1号

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 ECO-TOPプログラム専任教員プロフィール

基本情報	
コナミ	
氏名	
所属	
学位	
研究分野	
学歴	
年月	事項
備考	

新設

改正案

現行

参考様式第2号

新設

<u>科目名</u>	
<u>科目の概要</u>	
<u>担当教員:</u>	<u>単位数:</u>
<u>授業の到達目標・習得できる知識や技能等</u>	
<u>授業計画</u>	
<u>テキスト・教育方法</u>	
<u>成績評価の方法</u>	